

29福薬発第560号
平成30年1月30日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
副会長 田尻 泰典
常務理事 小田 真稔

「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」
について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本薬剤師会より標記ガイドラインにつきまして、別紙のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

ガイドラインでは、保険薬局に関連することとして、早期妥結と単品単価契約の推進、頻繁な価格交渉の改善、医薬品の価値を無視した過大な値引き交渉を慎むこと等が示されています。

また、流通当事者間で共通して留意する事項として、偽造品流通防止の観点から、流改懇中間とりまとめ（平成16年）で提言された返品の手扱いを含むモデル契約書を参考に契約を締結すること、安全性確保に関して、頻回配送・急配の回数やコスト負担等について安定供給に支障を来す場合は当事者間で契約を締結すること等が求められています。

ご多忙とは存じますが、ガイドラインは本年4月からの適用となりますので、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

敬 具